

## 船橋市博物館条例の改正について（令和5年4月1日改正）

### 1. 船橋市博物館条例

#### (1) 条例第1条の条例制定の根拠を削除

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>船橋市に関する考古、歴史、民俗等の資料について、収集、保存、活用、調査、研究を図り、もって市民の教養の向上並びに学術及び文化の発展に寄与するため、博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>	(趣旨) 第1条 この条例は、 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>

#### 【改正の理由】

博物館法第18条が削除され、条例の設置根拠が博物館法からなくなったため。

#### (2) 条例第8条の博物館協議会の設置根拠の条ずれを改正

新	旧
(博物館協議会) 第8条 <u>博物館法（昭和26年法律第285号）第23条1項の規定により、船橋市博物館協議会…（略）</u>	(博物館協議会) 第8条 <u>博物館法第20条1項の規定により、船橋市博物館協議会…（略）</u>

#### 【改正の理由】

博物館協議会について規定した博物館法第20条が改正により23条に変更となったため、条ずれを改正するとともに、条例第1条で削除された法律番号を挿入する。

### 2. 船橋市博物館条例施行規則

#### (1) 施行規則第5条第1項1号の博物館に相当する施設の条ずれを改正

新	旧
(資料の貸出し) 第5条 (略) (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第 <u>31条</u> に規定する博物館に相当する施設	(資料の貸出し) 第5条 (略) (1) 国立の博物館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第 <u>29条</u> に規定する博物館に相当する施設

#### 【改正の理由】

博物館法改正に伴う条ずれを改正する。